

第57回穴粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年3月17日（月曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 3月17日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- 日程第 1 第42号議案 穴粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 2 第43号議案 穴粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 第44号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第42号議案 穴粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 2 第43号議案 穴粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 第44号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

1番	鈴木 浩之	議員	2番	稲田 常実	議員
3番	飯田 吉則	議員	4番	大畑 利明	議員
5番	小林 健志	議員	6番	伊藤 一郎	議員
7番	榎橋 美恵子	議員	8番	西本 諭	議員
9番	秋田 裕三	議員	10番	藤原 正憲	議員
11番	東 豊俊	議員	12番	福島 齊	議員
13番	岡前 治生	議員	14番	山下 由美	議員
15番	林 克治	議員	16番	実友 勉	議員

17番 高山 政 信 議員

18番 岸 本 義 明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 村	司 君	書	記	宮 崎	一 也 君	
書	記	清 水	圭 子 君	書	記	原 田	涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福 元	晶 三 君	副 市 長	清 水	弘 和 君
教 育 長	西 岡	章 寿 君	参事兼企画総務部長	高 橋	幹 雄 君	
参事兼土木部長	平 野	安 雄 君	会 計 管 理 者	杉 尾	克 君	
一宮市民局長	秋 武	賢 是 君	波賀市民局長	西 川	龍 君	
千種市民局長	阿 曾	茂 夫 君	まちづくり推進部長	西 山	大 作 君	
市民生活部長	岸 本	年 生 君	健康福祉部長	浅 田	雅 昭 君	
産 業 部 長	前 川	計 雄 君	農業委員会事務局長	前 田	正 明 君	
水 道 部 長	船 引	英 示 君	教育委員会教育部長	岡 崎	悦 也 君	
総合病院事務部長	広 本	栄 三 君				

( 午前 9時30分 開議 )

議長(岸本義明君) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、本日市長から、議案3件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 第42号議案

議長(岸本義明君) 日程第1、第42号議案、宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) おはようございます。

連日、お世話になっております。大変御苦労さまでございます。

第42号議案、宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員法の改正により、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促すため、外国で勤務をする配偶者と生活することを希望する地方公務員については、任命権者の承認により配偶者同行休業を取得することができる制度が創設されましたので、宍粟市の職員にも利用できる制度とするため、今回、条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、この制度を利用できる条件の整備や休業期間を最長3年とし、その休業期間中は給与を支給せず、他の職員との均衡を考慮し、復職時に調整することができるものとしております。

また、今回の地方公務員法の改正に伴い、宍粟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例につきましても必要な改正をあわせて行います。

配偶者同行休業制度の導入等につきましては、有為な職員の継続的な勤務を促進する上で有効であると考えられますので、内容を御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) これでは質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第42号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第42号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

#### 日程第2 第43号議案

議長(岸本義明君) 日程第2、第43号議案、宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第43号議案、宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、団員の処遇の改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられました。

この趣旨を踏まえ、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」が3月7日に改正されましたので、当該規定を引用する退職報償金の額について、今回改正するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第43号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第43号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第3 第44号議案

議長(岸本義明君) 日程第3、第44号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第44号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年1月10日に、市道に埋設されていた上水道配水管が漏水し、多量の水が市道にあふれ、隣接するそうめん作業所の床下に流れ込む事故が発生しました。

この事故の影響により、床下の除湿や湿気を含んだ床板の張り替えが必要となり、また、その除湿に係る期間の休業補償金を賠償する必要が生じたものであります。

つきましては、今回の事故に係る和解と損害賠償の額を100万円とすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第44号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第44号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月25日、午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午前 9時38分 散会)